

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（612））

2. 日 時：平成30年1月19日 16時00分～16時30分

17時00分～17時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、正岡安全審査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年9月22日に提出された「東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料」のうち、「第1図 原子炉圧力容器水位計装概要図」の燃料有効長頂部（TAF）の値に誤記があったことについて説明があった。原子力規制庁から主に以下の指摘を行った。

- 現在審査を行っている設置変更許可申請書の中で、誤った値を使用して解析等を行っているものがないか確認し、説明すること。
- また、解析等をやり直す必要がある場合には、その作業に要する期間についても併せて説明すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料